

小矢部市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

合併処理浄化槽の設置等に要する費用に対して補助金を交付します。

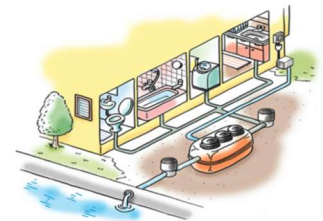
●対象区域

- 下水道事業計画区域以外の区域（国庫補助対象）
- 下水道事業計画区域のうち下水道未整備の区域（市単独補助対象）

●対象者

対象区域において専用住宅又は併用住宅（延べ床面積のおおむね1/2以上が居住用部分であるものに限る。）に合併処理浄化槽を設置する人で、次に掲げる要件の全てを満たす人

- 合併処理浄化槽の設置が汚水処理未普及解消又は災害復旧につながること。
- 販売目的でないこと。
- 設置場所が借家の場合には、賃貸人の承諾を得ていること。
- 市税、国民健康保険税及び上水道料金を完納していること。



●補助限度額

対象経費		【国庫補助】 下水道事業計画区域 以外の区域	【市単独補助】 下水道事業計画区域のうち 下水道未整備の区域
合併処理浄化槽 の設置工事費	5人槽	454,000円	194,000円
	6～7人槽	591,000円	275,000円
	8～10人槽	840,000円	400,000円
合併処理浄化槽 への転換に伴う 右記の工事費	単独処理浄化槽の 撤去工事費	120,000円	40,000円
	くみ取り便槽の 撤去工事費	90,000円	30,000円
	単独処理浄化槽の雨水 貯留槽への再利用工事費	90,000円	30,000円
単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併 処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費		300,000円	100,000円

※各補助対象経費が補助限度額に満たない場合は、実際に要した経費から1,000円未満の端数を切り捨てた額が補助金額となります。

※11人槽以上の規模の合併処理浄化槽設置に係る補助については、お問い合わせください。

●申請方法

合併処理浄化槽の設置等工事を行う前に、申請書・添付書類を上下水道課に提出してください。
補助金の交付決定前に工事着工した場合、補助金の交付はできません。

お問合せ先
小矢部市上下水道課 電話 0766-67-1760（内線 767）